

# 地震のとき あなたのお住まいは安全ですか？

## 木造住宅建替えの補助金制度が開始

市では、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修の補助金交付制度を設けております。これに加えて4月より新たに建替え工事にかかる補助金交付が開始されました。すべての要件を満たす居住者に対して予算の範囲内で交付します。

なお、補助金を受けるためには、業者との契約及び工事等を行う前に所定の手続きが必要となります。



### 耐震診断補助金

#### 対象建築物

- ・市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は店舗部分が2分の1未満の併用住宅であること
- ・昭和56年6月1日以降に増改築をしていないこと
- ・地階を除く階数が2以下であること
- ・耐震診断の補助対象者本人又は1親等以内の親族が所有していること

#### 補助対象者

- ・対象建築物に居住し、市税を完納している人（居住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完納していること）
- ・申請年度の2月末日までに耐震診断の補助金の交付を請求できること

#### 補助金額

- ・耐震診断に要した費用の2分の1（上限5万円）

### 耐震改修等補助金

#### 【木造住宅の建替え】

#### 対象建築物

- ・耐震診断補助金交付制度の対象建築物に該当した建築物であること
- ・耐震診断による上部構造評点が1・0未満と診断された建築物であること（市が行う無料耐震診断も利用可能）

#### 補助対象者

- ・耐震診断補助と同じ

#### 補助の対象となる建替え工事

- ・補助対象となる既存建築物を除却し、補助対象者が新たに住宅を建築する工事

#### 補助金額

- ・建替え工事に要した費用の23.0%（上限20万円）

#### 【木造住宅の耐震改修】

#### 対象建築物

- ・建替え補助と同じ

#### 補助対象者

- ・耐震診断補助と同じ

#### 補助の対象となる耐震改修

- ・建築士事務所に所属する建築士が耐震改修設計を行うこと
- ・耐震改修の設計図は、耐震改修実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることが確認できるもの
- ・耐震改修工事の工事監理及び現場検査を建築士事務所に所属する建築士が行うこと

#### 補助金額

- ・耐震改修工事に要した費用の23.0%（上限20万円）

#### 【耐震シェルター・防災ベッドの設置（簡易耐震改修）】

#### 対象建築物

- ・建替え補助と同じ

#### 補助対象者

- ・耐震診断補助と同じ

#### 補助の対象となる簡易耐震改修

- ・所定の構造強度が得られることを公的機関等が確認したもの

- ・工事管理、現場検査は工事施工者が行うこと

#### 補助金額

- ・耐震シェルター設置に要した費用の2分の1（上限20万円）
- ・防災ベッド設置に要した費用の2分の1（上限10万円）

## 税 心身障害者の「軽自動車税・自動車税・自動車取得税」が減免になります

下表に該当する心身障害者が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税・自動車税・自動車取得税が減免になります。



### 【要件】 次のいずれかに該当する場合

- ① 車両の所有者及び運転者が該当者本人又は、該当者と生計をともにする人の場合
- ② 該当者のみで構成される世帯が所有する車両を、常時介護する人が運転する場合

※軽自動車税の減免ではその他該当する場合があります。詳しくは、課税課へお問い合わせください。

### 【手続き】

|           | 軽自動車等※毎年申請が必要   | 普通自動車   |
|-----------|---|---|
| 申請場所      | 課税課（市役所1階）<br>※継続申請の人は、市民福祉課（アスパイこだま内）でも手続きできます。  | 県内各県税事務所、<br>自動車税事務所及び各支所（大宮・熊谷・所沢・春日部）   |
| 手続きに必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証</li> <li>・納税義務者の印鑑 ・運転者の自動車運転免許証 ・自動車検査証 ・納税通知書</li> <li>・納税義務者の通知カード又はマイナンバーカード（個人番号カード）※普通自動車は不要</li> </ul> ※その他、必要な書類がある場合があります。 |   |
| 申請期間      | 5月1日(火)～31日(木)  | ～5月31日(木)<br>※減免登録済みの場合は改めて申請を行う必要はありません。   |
| 問合せ先      | 課税課 ☎ 1122 ・ ☎ 1191<br>市民福祉課 ☎ 1333 ・ ☎ 1630  | 《自動車税の問合せ》<br>本庄県税事務所 ☎ 6100 ・ ☎ 2844<br>《自動車取得税の問合せ》<br>自動車税事務所熊谷支所 ☎ 048-532-8011 |

### 【減免の対象となる障害の区分及び級】

★障害福祉課 ☎ 1125 ・ ☎ 1963

| 手帳の種類及び障害の区分              | 減免の対象となる障害の級                           |
|---------------------------|--|
| 心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸    | 1級又は3級                                 |
| 体幹                        | 1級から3級まで及び5級                           |
| 聴覚                        | 2級又は3級                                 |
| 視覚                        | 1級から3級まで及び4級の1（4級のうち両眼の視力の和が0.09～0.12） |
| 音声又は言語機能                  | 3級（こう頭が摘出された場合に限る）                     |
| 平衡感覚                      | 3級                                     |
| 上肢                        | 1級又は2級                                 |
| 下肢                        | 1級から6級まで                               |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（上肢） | 1級又は2級                                 |
| 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能（移動） | 1級から6級まで                               |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓      | 1級から3級まで                               |
| 戦傷病者手帳                    | 身体障害者手帳の減免の範囲に準じる                      |
| 療育手帳                      | ㊤又はA                                   |
| 精神障害者保健福祉手帳               | 1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている人       |

※障害名が「左半身不随」のような場合は、障害の区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級）により判定します。